

○福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

昭和六十年九月十三日

福島県規則第五十号

改正 平成三年三月三〇日規則第三七号

平成八年五月三十一日規則第四七号

平成九年三月三十一日規則第四五号

平成一一年三月三〇日規則第二九号

平成一六年三月二六日規則第二五号

平成一七年二月二五日規則第六号

平成二三年一二月二八日規則第八三号

(平成二四年三月二一日規則第一一号)

平成二四年三月二一日規則第一一号

平成二七年一〇月二日規則第七七号

令和二年三月二四日規則第二五号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則をここに公布する。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

(登録申請書)

第一条 福島県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第三条第一項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第二条 条例第三条第二項第一号に規定する誓約書は、様式第二号によるものとする。

2 条例第三条第二項第二号に規定する器具明細書は、様式第三号によるものとする。

3 条例第三条第二項第三号に規定する浄化槽清掃業者の氏名等を記載した書類は、様式第四号によるものとする。

4 条例第三条第二項第四号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

一 条例第五条第一項第五号に規定する法定代理人又は法人にあつてはその役員(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人を含む。)が、条例第五条第一項第一号から第四号まで又は第六号に該当しない者であることを誓約する書類

二 浄化槽保守点検業者登録申請者(前号に規定する者を含む。)の略歴を記載した書類

三 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類

四 前号の浄化槽管理士の略歴を記載した書類

五 法人にあつては、登記事項証明書及び定款

六 事業の概要を記載した書類

七 営業所の位置図

八 浄化槽管理士が条例第十一条の二で定める研修を修了したことを証する書類の写し
(令二規則二五・一部改正)

5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項第二号の規定によるその利用ができないときは、浄化槽保守点検業者登録申請者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 浄化槽保守点検業者登録申請者（個人である場合に限る。）

二 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士

6 第四項第一号から第七号までに規定する書類のうち、次に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第四項第一号に規定する誓約書 様式第二号

二 第四項第二号に規定する略歴書 様式第五号

三 第四項第四号に規定する略歴書 様式第六号

四 第四項第六号に規定する事業概要書 様式第七号

(平一六規則二五・平一七規則六・平二三規則八三・平二七規則七七・一部改正)

(登録簿)

第三条 条例第四条第一項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、様式第八号によるものとする。

(登録証)

第四条 条例第四条第二項に規定する登録証は、様式第九号によるものとする。

(登録簿の閲覧の請求)

第五条 条例第四条第四項の規定により登録簿の閲覧を請求しようとする者は、様式第十号の浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第六条 条例第六条第一項の規定による変更の届出は、様式第十一号の浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書により行うものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に定める書類を前項の浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付しなければならない。

一 条例第三条第一項第一号に掲げる事項の変更 法人にあつては、登記事項証明書

二 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更 登記事項証明書(登記の変更を必要とした場合に限る。)及び位置図(営業所の所在地を変更した場合に限る。)

三 条例第三条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第二条第四項第一号及び第二号の書類

四 条例第三条第一項第四号に掲げる事項の変更 第二条第四項第三号及び第四号の書類

3 知事は、第二条第五項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項第二号の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(平一六規則二五・平一七規則六・平二七規則七七・一部改正)

(登録証の書換えの申請)

第七条 条例第七条の規定による登録証の書換えの申請は、様式第十二号の浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書により行うものとする。

(登録証の再交付の申請)

第八条 条例第八条第一項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第十三号の浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書により行うものとする。

(廃業等の届出)

第九条 条例第九条の規定による廃業等の届出は、様式第十四号の浄化槽保守点検業者廃業等届出書により行うものとする。

2 前項の場合において、浄化槽保守点検業者廃業等届出書には、交付を受けた登録証を添付しなければならない。

(営業所ごとに備えるべき器具)

第十条 条例第十一条第二項に規定する規則で定める器具は、次に掲げるものとする。

- 一 水温測定器具
- 二 水素イオン濃度指数測定器具
- 三 溶存酸素濃度測定器具
- 四 亜硝酸性窒素測定器具
- 五 塩素イオン濃度測定器具
- 六 残留塩素測定器具
- 七 混合浮遊物質濃度測定器具
- 八 汚泥沈でん率測定器具
- 九 スカム、汚泥厚測定器具
- 十 透視度測定器具
- 十一 水準測定器具
- 十二 汚泥返送器具

(浄化槽管理士に対する研修)

第十条の二 条例第十一条の二に規定する規則で定める研修は、次の各号に掲げる事項のいずれをも含むものとする。

- 一 浄化槽行政に関する事項
- 二 浄化槽の構造と機能に関する事項
- 三 浄化槽の保守点検と清掃に関する事項
- 四 その他浄化槽の保守点検に必要な事項

2 前項の研修は、法第五十七条第一項の規定により知事が指定する者その他知事が適当と認める者が実施することとする。

(令二規則二五・追加)

(浄化槽管理者への通知)

第十一条 条例第十二条第二項の規定による浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者への通知は、様式第十五号の通知書により行うものとする。

(帳簿の記載事項)

第十二条 条例第十四条の規定による帳簿は、浄化槽保守点検業務日誌とし、その記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 浄化槽の所在地並びに型式、処理方式及び処理対象人員
- 三 保守点検年月日
- 四 保守点検料金

五 保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名

六 保守点検の技術上の基準に基づく記録

七 条例第十二条第二項の規定による通知をした年月日

2 前項の浄化槽保守点検業務日誌は、様式第十六号に準ずるものとする。

3 第一項の浄化槽保守点検業務日誌は、各事業年度（事業年度の定めのないときは、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。）の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後三年間当該帳簿を保存しなければならない。

（身分証明書）

第十三条 条例第十六条第三項に規定する身分証明書は、様式第十七号によるものとする。

（書類の経由）

第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる営業所の所在地を管轄する地方振興局長を経由して提出しなければならない。

（平八規則四七・平九規則四五・一部改正）

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。